

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 6 月 30 日

月 曜 日

第 3782 号

目 次

条 例	
○県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例	2
○立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例	6
○富山県希少野生動植物保護条例	9
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	27
○富山県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例	
○富山県介護職員処遇改善等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	28
○富山県税条例の一部を改正する条例	
○富山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	31
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県民会館条例の一部を改正する条例	32
○富山県営住宅条例の一部を改正する条例	33
○富山県立都市公園条例の一部を改正する条例	

~~~~~

## 条 例

~~~~~

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例、立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例、富山県希少野生動植物保護条例、富山県附属機関条例の一部を改正する条例、富山県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県介護職員処遇改善等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県民会館条例の一部を改正する条例、富山県営住宅条例の一部を改正する条例及び富山県立都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第45号**県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例**

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第26条の 6 第 1 項、第 2 項及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の 5 第 6 項の規定に基づき、県職員及び県費負担教職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業（法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業をすることができる職員)

第 2 条 配偶者同行休業の承認を受けようとする職員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員でないこと。
- (2) 勤務成績が良好であること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める要件を備えていること。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第26条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年以内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第26条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に該当するものを除く。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者をい

う。第 7 条及び第 8 条において同じ。) が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が 3 年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

(届出)

第 7 条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 次条第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 8 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は第 4 条各号に掲げる事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第 9 条 任命権者は、第 5 条又は第 6 条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第 3 項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第 2 号に掲げる任用は、申請期間について 1 年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職

員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
(退職手当の取扱い)

第11条 富山県職員等退職手当支給条例(昭和37年富山県条例第52号。以下この条において「退職手当条例」という。)第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項の現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(人事委員会規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県職員定数条例の一部改正)

2 富山県職員定数条例(昭和27年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 地方公務員法第26条の6第1項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている職員

(富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 3 富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年富山県条例第5号)の一部を次のように改める。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例(平成4年富山県条例第2号)の一部を次のように改める。

第2条第1号中「第6条第1項」の次に「又は県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年富山県条例第45号)第9条第1項」を加える。

(県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

- 5 県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年富山県条例第52号)の一部を次のように改める。

第3条第3項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改める。

第23条の見出し中「自己啓発等休業」の次に「又は配偶者同行休業」を加え、同条中「よる自己啓発等休業」の次に「又は同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業」を、「自己啓発等休業」の次に「又は配偶者同行休業」を加える。

(市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

- 7 市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和35年富山県条例第41号)の一部を

次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている職員

(富山県警察の組織等に関する条例の一部改正)

8 富山県警察の組織等に関する条例（昭和 29 年富山県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている職員

第 6 条第 3 項中「前項第 8 号」を「前項第 9 号」に改める。

(人 事 課)

富山県条例第 46 号

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例

立山は、古来、信仰の対象とされ、古人が歌に詠んだその雄大で美しい姿は、県民にとってふるさと富山県を象徴する風景である。

富山県は、全国に先駆けてバス以外の車両の乗入れを規制するとともに、高山植物その他の植生の保全、ライチョウの生息環境の保護、ごみの持ち帰り運動など立山の自然環境を守るための活動を続けてきた。

今日、立山の自然環境や景観は、国際的にも高く評価され、国内外から多くの人々が訪れている一方で、バスの排出ガスが植生等に影響を及ぼしており、来春の北陸新幹線開業後の観光の動向等を踏まえると、このままでは自然環境や景観が損なわれるおそれ大きい。

一度損なわれると回復することが困難な立山の自然環境や景観を、県民のみならず全国民にとってもかけがえのない財産として、将来にわたって保全し、それらの持続可能な利用を図っていくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、立山有料道路等において運行されるバスから排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出を抑制し、これらによる自然環境への負荷の軽減を図るためバスの運行に関し必要な規制を行うことにより、立山の貴重な自然環境及び優れた景観の保全並びに適正な利用の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立山有料道路等 県道富山立山公園線のうち、中新川郡立山町の立山有料道路桂台料金所から同県道の終点までの区間の道路をいう。
- (2) バス バス事業（道路運送法（昭和26年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。次号において同じ。）の用に供される乗車定員11人以上の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第 185 号）第 3 条に規定する普通自動車及び小型自動車に限る。）をいう。
- (3) バス事業者 バス事業を経営する者をいう。

(排出基準不適合車の運行禁止)

第 3 条 バス事業者は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第70号）第12条第 1 項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（第 5 条において単に「排出基準」という。）に適合しないバスを立山有料道路等において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該バスを緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合は、この限りでない。

(猶予期間)

第 4 条 前条の規定は、バスが初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日から起算して17年を経過する日までの間は、当該バスについて適用しない。

(勧告等)

第 5 条 知事は、排出基準に適合しないバスが立山有料道路等において運行されていると認めるときは、当該バスを使用するバス事業者に対し、排出基準に適合しないバスを立山有料道路等において運行し、又は運行させないよう指導し、又は

勧告することができる。

(報告徴収及び立入調査)

第 6 条 知事は、第 3 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、バス事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、バスに立ち入り、道路運送車両法による自動車検査証その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収等に関する勧告)

第 7 条 知事は、バス事業者が前条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該バス事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 8 条 知事は、第 5 条又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適切な運転及び必要な整備)

第 9 条 立山有料道路等においてバスを運転する者及び使用するバス事業者は、当該バスから窒素酸化物及び粒子状物質をみだりに排出させないように適切な運転及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

2 知事は、立山有料道路等においてバスが不適切に運転され、又は必要な整備が行われていないバスが運行されることにより窒素酸化物又は粒子状物質がみだりに排出されていると認めるときは、当該バスを運転する者又は使用するバス事業者に対し、適切な運転、必要な整備その他の措置を講ずるよう指導することがで

きる。

(バス事業者への支援)

第10条 県は、バス事業者が行う立山有料道路等において運行されるバスから排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の抑制を図る取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第11条 知事は、毎年、この条例の規定に基づく指導、勧告等の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(自然保護課)

富山県条例第47号

富山県希少野生動植物保護条例

目次

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 個体の取扱いに関する規制

第1節 個体の所有者の義務等（第9条・第10条）

第2節 指定希少野生動植物の個体の捕獲等及び譲渡し等の禁止（第11条－第13条）

第3節 陳列又は広告の禁止（第14条－第16条）

第3章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者の義務等（第17条・第18条）

第2節 生息地等保護区（第19条－第26条）

第4章 保護管理事業（第27条－第30条）

第 5 章 外来種に関する施策（第31条）

第 6 章 施策の推進体制等（第32条－第35条）

第 7 章 雑則（第36条・第37条）

第 8 章 罰則（第38条－第42条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であり、自然環境の一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、希少野生動植物の保護に関し必要な事項を定め、県、事業者並びに県民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「県民等」という。）が一体となって希少野生動植物の保護対策を推進することにより、県内の生物の多様性を保全し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を県民共有の貴重な財産として次代に継承することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）又は地域個体群（地域的に孤立した個体群をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その存続に支障を来す程度にその個体の数が著しく少ないもの
 - (2) その個体の数が著しく減少しつつあるもの
 - (3) その個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
 - (4) その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その存続に支障を来す事情があるもの
- 2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、第 8 条第 1 項の規定により指定されたものをいう。
- 3 この条例において「保護管理事業」とは、指定希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の数を維持し、又はその個体の繁殖を促進するための事業、その生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系を保全し、又は再生するための事業その他の指定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、県内の野生動植物が置かれている状況を把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、希少野生動植物の保護の必要性について事業者及び県民等の理解を深めるため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物の個体の生息又は生育の環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するものとする。

(県民等の責務)

第 5 条 県民等は、希少野生動植物の保護に努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するものとする。

(財産権の尊重等)

第 6 条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(希少野生動植物保護基本方針)

第 7 条 知事は、希少野生動植物の保護のための基本方針（以下「希少野生動植物保護基本方針」という。）を定めるものとする。

2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- (2) 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- (3) 指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項
- (4) 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- (5) 保護管理事業に関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、富山県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、希少野生動植物保護基本方針の変更について準用する。

(指定希少野生動植物の指定)

第 8 条 知事は、希少野生動植物のうち、特に保護を図ることが必要なものを、指定希少野生動植物として指定する。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から 14 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 知事は、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況その他の事情により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

9 第 2 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第 2 章 個体の取扱いに関する規制

第 1 節 個体の所有者の義務等

(個体の所有者等の義務)

第 9 条 指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない。

(個体の取扱いに関する助言又は指導)

第 10 条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、指

定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第 2 節 指定希少野生動植物の個体の捕獲等及び譲渡し等の禁止

(捕獲等及び譲渡し等の禁止)

第11条 指定希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第75号。第19条第 1 項において「法」という。）第 9 条に規定する国内希少野生動植物種等を除く。次条において同じ。）の生きている個体（飼育し、又は栽培している個体を除く。以下同じ。）は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 前項本文の規定に違反し、又は同項第 2 号に規定する場合に該当して捕獲等をされた指定希少野生動植物の個体及びその加工品（規則で定めるものに限る。以下「個体等」という。）は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

(捕獲等の許可)

第12条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 1 項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第 1 項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 知事は、第 1 項の許可をする場合には、指定希少野生動植物の保護のために必要な限度において、条件を付することができる。

- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

- 第13条** 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第3節 陳列又は広告の禁止

(陳列又は広告の禁止)

- 第14条** 第11条第1項本文の規定に違反し、又は同項第2号に規定する場合に該当して捕獲等をされた指定希少野生動物の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告(以下「陳列等」という。)をしてはならない。

(陳列等をしている者に対する措置命令)

第15条 知事は、前条の規定に違反して陳列等をしている者に対し、当該陳列等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けた者又は指定希少野生動植物の個体等を販売若しくは頒布をする目的で指定希少野生動植物の個体等の陳列等をした者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等若しくは陳列等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第17条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(土地の利用の方法等に関する助言又は指導)

第18条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第19条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保

- 護区として指定することができる。この場合において、法第36条第1項の規定により生息地等保護区として指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項の国内希少野生動植物種と同一の指定希少野生動植物の保護のための生息地等保護区として指定しないものとする。
- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
 - 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の区域、当該指定に係る指定希少野生動植物及び当該指定の区域の保護に関する指針の案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
 - 6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
 - 7 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。
 - 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 9 知事は、生息地等保護区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況その他の事情により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
 - 10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第10項において読み替えて準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

る。

- 11 生息地等保護区の区域内（次条第 4 項第 8 号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺 1 キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第 2 項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

（管理地区）

第20条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を、管理地区として指定することができる。

- 2 知事は、管理地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況その他の事情により前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないとき、その指定を解除しなければならない。

- 3 前条第 2 項から第 8 項までの規定は第 1 項の規定による指定について、同条第 3 項、第 7 項及び第 8 項の規定は前項の規定による指定の解除について、それぞれ準用する。この場合において、同条第 7 項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第 8 項中「前項の規定による告示」とあるのは、第 1 項の規定による指定については「次条第 3 項において準用する前項の規定による告示」と、前項の規定による指定の解除については「次条第 3 項において読み替えて準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

- 4 管理地区の区域内（第 8 号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺 1 キロメートルの区域内。第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第 10 号から第 14 号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採すること。
 - (7) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (8) 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (10) 第 7 号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (11) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - (12) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
 - (13) 火入れ又はたき火を行うこと。
 - (14) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 6 知事は、前項の申請に係る行為が第 3 項において準用する前条第 2 項の指針に適合しないものであるときは、第 4 項の許可をしないことができる。
- 7 知事は、第 4 項の許可をする場合には、指定希少野生動植物の保護のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 8 第 4 項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して 3 月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為を行うことができる。

9 次に掲げる行為については、第 4 項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- (3) 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第 1 号に掲げる行為であって第 4 項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して 14 日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第 21 条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第 25 条第 2 項において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 知事は、土地の所有者若しくは占有者が正当な理由により第 1 項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合
- 5 第 19 条第 7 項及び第 8 項の規定は第 1 項の規定による指定及び第 3 項の規定による指定の解除について、前条第 5 項及び第 7 項の規定は前項第 3 号の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第 19 条第 7 項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第 1 項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、

第3項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第21条第5項において読み替えて準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

(監視地区)

第22条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第1項及び第24条第1項において「監視地区」という。）の区域内において第20条第4項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第19条第2項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその旨を当該届出をした者に通知をしたときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 第19条第1項の規定による指定がされた時において既に着手している行為

(措置命令等)

第23条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管

理地区の区域内において第20条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 知事は、第20条第4項若しくは第21条第4項の規定に違反した者、第20条第7項（第21条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査等）

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第20条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査）

第25条 知事は、第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらか

はじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 第 1 項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第26条 県は、第20条第4項の許可を受けることができないため、同条第7項の規定による条件を付されたため又は第22条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならない。
- 3 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、当該請求をした者に通知しなければならない。

第 4 章 保護管理事業

(保護管理事業計画)

第27条 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理事業計画を定めるものとする。

- 2 前項の保護管理事業計画は、保護管理事業の対象とすべき指定希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、第 1 項の保護管理事業計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第 1 項及び前項の規定は、第 1 項の保護管理事業計画の変更について準用する。

(認定保護管理事業等)

第28条 県は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保護管理事業を行うものとする。

- 2 国及び市町村その他の地方公共団体は、その行う保護管理事業であってその事業計画が前条第 1 項の保護管理事業計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。

- 3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護管理事業について、その者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護管理事業の事業計画が前条第 1 項の保護管理事業計画に適合している旨の知事の認定を受けすることができる。
- 4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第30条第 2 項又は第 3 項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第29条 認定保護管理事業等（県の保護管理事業、前条第 2 項の確認を受けた保護管理事業及び同条第 3 項の認定を受けた保護管理事業をいう。以下この条において同じ。）は、第27条第 1 項の保護管理事業計画に即して行われなければならない。

- 2 認定保護管理事業等として実施する行為については、第11条第 1 項、第20条第 4 項及び第10項、第21条第 4 項、第22条第 1 項並びに第36条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。
- 3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護管理事業等として実施される給餌設備その他の保護管理事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。
- 4 知事は、前条第 3 項の認定を受けて保護管理事業を行う者に対し、その保護管理事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第30条 第28条第 2 項の確認又は同条第 3 項の認定を受けて保護管理事業を行う者は、その保護管理事業を廃止したとき、又はその保護管理事業を第27条第 1 項の保護管理事業計画に即して行うことができなくなったときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第28条第 2 項の確認又は同条第 3 項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第28条第 3 項の認定を受けた保護管理事業が第27条第 1 項の保護管理事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護管理事業を行う者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、若しくは前条第 4 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第 5 章 外来種に関する施策

第31条 県は、外来種（本来の移動能力を超えて、本来の生息地又は生育地である地域から、人為的に当該地域以外の地域に導入された動植物の種をいう。以下この条において同じ。）であって、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、当該外来種の個体の生息又は生育の状況、当該外来種の個体の生息地又は生育地の状況、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、指定希少野生動植物の保護に関し必要な施策を講ずるものとする。

第 6 章 施策の推進体制等

（連携及び協力）

第32条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の推進に当たっては、事業者、県民等、国及び市町村その他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

（助言、指導等）

第33条 知事は、希少野生動植物の保護に関する活動を行う事業者若しくは県民等又はそれらの者が組織する団体に対し、必要な助言、指導その他の支援を行うように努めるものとする。

（希少野生動植物保護監視員）

第34条 知事は、希少野生動植物の保護に関して必要な監視、指導等を行わせるため、希少野生動植物保護監視員（以下この条において「監視員」という。）を置くことができる。

2 監視員は、指定希少野生動植物の保護に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 監視員の任期は、3年とする。

4 監視員が行う指定希少野生動植物の個体に関する調査については、第11条第1項の規定は、適用しない。

5 知事は、監視員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又はこの条例の規定に違反し、その他監視員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解任することができる。

（調査、研究及び情報提供）

第35条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策を策定し、及び実施するため、

野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について、県民等の協力を得て、調査及び研究をするものとする。

- 2 県は、希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない範囲内において、前項の規定による調査及び研究の成果その他希少野生動植物に関する情報を適切に提供するものとする。

第 7 章 雑則

(国等に関する特例)

第36条 国又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務又は事業については、第10条、第11条、第18条、第20条第4項及び第10項、第21条第4項、第22条第1項、第23条第1項並びに第24条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

- 2 国等は、第11条第1項第2号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第20条第4項若しくは第21条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- 3 国等は、第20条第8項の規定により届出をして引き続き同条第4項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第10項若しくは第22条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(規則への委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条又は第20条第4項の規定に違反した者
- (2) 第13条第1項又は第23条第2項の規定による命令に違反した者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項又は第20条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第15条の規定による命令に違反した者
- (3) 第21条第4項の規定に違反した者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条又は第22条第5項の規定に違反した者
- (2) 第21条第5項において準用する第20条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (3) 第22条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第22条第2項の規定による命令に違反した者

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第8項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 第16条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第24条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第25条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第38条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。

(自然保護課)

富山県条例第48号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表の1の表富山県公共事業評価委員会の項の前に次のように加える。

富山県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、並びに審議する事務	5人以内
--------------	--	------

別表の1の表富山県特定調達苦情検討委員会の項中「政府調達に関する協定」の次に「、政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束」を加える。

別表の2の表に次のように加える。

富山県いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策について調査審議する事務及び同法第28条第1項の規定による調査に関する事務	15人以内
-----------------	--	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

富山県条例第49号

富山県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、同条第2号中「第8条第22項」を「第8条第24項」に改める。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

富山県条例第50号

富山県介護職員処遇改善等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県介護職員処遇改善等支援臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

富山県条例第51号

富山県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第45条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第47条第 3 項中「法人税」の次に「若しくは地方法人税」を加える。

附則第 5 条の 5 中「平成20年10月 1 日」を「平成26年10月 1 日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

附則第11条中「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

附則第12条第 1 項中「58分の8」を「40分の8」に改める。

第 2 条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第 4 条中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の 4 中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第10条の10第 1 項中「第 5 項及び第 7 項」を「第 4 項及び第 6 項」に改め、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

附則第11条中「平成27年 3 月31日」を「平成32年 3 月31日」に改める。

第 3 条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第33条第 3 項中「その事業が行われる場所で令第 7 条の 3 の 5 で定めるもの」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）」に改める。

第38条中「する税」の次に「（所得税法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第 161 条第 1 項第 1 号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）」を加える。

第44条を次のように改める。

第44条 法人税割の課税標準は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。） 法人税額又は個別帰属法人税額
- (2) 外国法人 次に掲げる法人税額

ア 法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

イ 法人税法第 141 条第 1 号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

第47条第 3 項中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「」及び「」という。）」を削り、「する税」の次に「（外国法人にあつては、法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）」を、「法人税割額」の次に「（外国法人にあつては、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）」を加え、同条第12項中「第71条第 1 項の」を「第71条第 1 項若しくは第 144 条の 3 第 1 項の」に改め、「（法人税法第 71 条第 1 項）の次に「又は第 144 条の 3 第 1 項」を加える。

第52条第 5 項中「その事業が行われる場所で令第10条の 2 で規定するもの」を「法第72条第 5 号に規定する恒久的施設」に改める。

第56条第 4 項中「第72条の23第 1 項ただし書」を「第72条の23第 2 項」に改める。

附則第12条第 5 項中「（同法第 145 条において準用する場合を含む。）又は第

88条」を「、第88条」に改め、「第 145 条の 5 において準用する場合を含む。）」の次に「又は第 144 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条の規定並びに次条第 1 項及び附則第 3 条の規定 平成26年10月 1 日
- (3) 第 3 条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第 3 項の規定 平成28年 4 月 1 日
- (4) 第 3 条中第38条の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成30年 1 月 1 日

(県民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の富山県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成26年10月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 第 3 条の規定による改正後の富山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 第 3 条の規定による改正後の富山県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成28年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の富山県税条例附則第 5 条の 5 の規定は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した各事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

富山県条例第52号

富山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

富山県税条例の一部を改正する条例（平成25年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、富山県税条例第47条第 8 項を改め、同項を同条第 7 項とする改正規定中「第 9 項」に」の次に「、「第 9 条の 8 の 2」を「第 9 条の 8」に」を加え、同条第 9 項を改め、同項を同条第 8 項とする改正規定中「同条第 9 項中」の次に「「第 9 条の 8 の 4 又は令第 9 条の 8 の 5」を「第 9 条の 8 の 3 又は第 9 条の 8 の 4」に、」を加え、同条第11項を改め、同項を同条第10項とする改正規定中「第53条第34項」に」の次に「、「第 9 条の 8 の 7 又は令」を「第 9 条の 8 の 6 又は」に」を加え、同条第14項を改め、同項を同条第11項とする改正規定中「第 5 項」に」の次に「、「第 9 条の 9 の 6 及び第 9 条の 9 の 7」を「第 9 条の 9 の 2 及び第 9 条の 9 の 3」に」を加える。

第 2 条のうち富山県税条例第51条の 5 の見出し及び同条の改正規定中「国外一般公社債等」に」の次に「、「第 9 条の12」を「第 9 条の11」に」を加える。

第 2 条のうち富山県税条例附則第10条の10第 3 項及び第 4 項の改正規定を次のように改める。

附則第10条の10第 3 項中「、第 2 項及び第 5 項」を「及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

富山県条例第53号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条中「第 4 条若しくは」を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条各号列記以外の部分中「若しくは第 5 条」を削り、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附則第 5 項及び第 6 項中「及び第 5 条第 1 項」を削り、「、第 4 条第 1 項」を「、同項」に、「100 分の 0.3」を「、100 分の 0.3」に改め、「、第 5 条第 1 項の規定中「100 分の 2」とあるのは「100 分の 1.5」と」を削る。

附則第 7 項中「及び第 5 条第 1 項」を削り、「、第 4 条第 1 項」を「、同項」に、「100 分の 0.35」を「、100 分の 0.35」に改め、「、第 5 条第 1 項の規定中「100 分の 2」とあるのは「100 分の 1.75」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

富山県条例第 54 号

富山県民会館条例の一部を改正する条例

富山県民会館条例（昭和 39 年富山県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中「4,900 円」を「6,350 円」に、「13,100 円」を「12,700 円」に、「24,200 円」を「24,900 円」に、「48,500 円」を「49,900 円」に、「国際会議室」を「特別会議室」に、「103,000 円」を「96,400 円」に、「13,000 円」を「13,350 円」に、「141,000 円」を「145,050 円」に、「174,000 円」を「178,950 円」に、「38,000 円」を「32,850 円」に、「125,000 円」を「128,550 円」に、「52,200 円」を「53,700 円」に改め、同表の備考の 1 の(1)中「306 号室及び」を「305 号室、306 号室、505 号室、」に、「の会議室」を「及び 703 号室」に改め、同表の備考の 1 の(2)中「301 号室、303 号室、305 号室、307 号室、403 号室」を「402 号室」に、「、503 号室、」を「から 504 号室まで及び」に改め、「及び 703 号室」を削り、同表の備考の 1 の(3)中「、504 号室」を削り、同表の備考の 1 の(4)中「302 号室」を「301 号室、302 号室」に改め、同表の備考の 1 の(5)中「国際会議室」を「特別会議室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化振興課)

富山県条例第55号

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表水橋駅前県営住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

富山県条例第56号

富山県立都市公園条例の一部を改正する条例

富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条の3中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条の4の見出し中「又は特定有料公園施設」を削り、同条中「有料公園施設又は」を削り、「別表第1の2」を「別表第1」に、「特定有料公園施設」を「有料公園施設」に改める。

第6条の見出し、同条第1項並びに同条第2項第1号及び第2号中「又は特定有料公園施設」を削る。

第9条中「許可、」を「許可又は」に改め、「又は第6条第1項の承認（特定有料公園施設の利用に係る承認を除く。）」、「又は承認」及び「又は別表第4」を削る。

第10条の2第1項中「特定有料公園施設」を「有料公園施設」に改め、同条第2項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第12条中「又は承認」及び「又は当該承認に係る利用」を削る。

第12条の2第1号中「特定有料公園施設」を「有料公園施設」に改める。

第12条の3の見出し中「又は特定有料公園施設」を削る。

別表第1を削る。

別表第1の2中「特定有料公園施設名」を「有料公園施設名」に改め、同表に次のように加える。

富山県富岩運河環水公園	環水公園野外劇場 環水公園水上遊具庫
-------------	-----------------------

別表第1の2を別表第1とする。

別表第2中「及び特定有料公園施設名」を削る。

別表第4を削る。

別表第5の1中「特定有料公園施設」を「有料公園施設」に改め、同表の1の表中「特定有料公園施設名」を「有料公園施設名」に改め、同表に次のように加える。

富山県 富岩運 河環水 公園	環水公園野 外劇場	有料		1日	46,000円
		無料		1日	12,000円
	環水公園水 上遊具庫	カヤックシ ンギン	一般	1艇につき1月	490円
			学生、生徒 及び児童		250円
		カヤック ペア及 びカナ ディ アン ペア	一般		920円
			学生、生徒 及び児童		460円
	そ の 他	一般		1平方メートルに つき1日	20円
				1平方メートルに つき1月	520円
		学生、生徒 及び児童		1平方メートルに つき1日	10円
				1平方メートルに つき1月	270円

別表第 5 の 1 の表備考第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、環水公園野外劇場については、有料とは催物において徴収する入場料（その種類が 2 以上ある場合は、これらのうち最高額のものとする。）

が 1,000 円を超える場合をいい、無料とは有料の場合以外の場合をいう。

別表第 5 の 1 の表備考第 2 項中「午後 5 時まで」の次に「（富山県陸上競技場、五福陸上競技場及び県営富山野球場をアマチュアスポーツ以外に利用する場合並びに環水公園水上遊具庫を利用する場合にあつては午前 0 時から午後 12 時まで、環水公園野外劇場を利用する場合にあつては午前 9 時から午後 9 時まで）」を加え、ただし書を削る。

別表第 5 の 1 の表備考第 3 項中「8 分の 1」の次に「（環水公園野外劇場を利用する場合にあつては、12 分の 1）」を加える。

別表第 5 の 1 の表備考中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 環水公園野外劇場を有料の催物の準備又は後始末のために、当該催物を行う日以外の日に利用する場合の利用料金は、この表に定める有料の区分に係る利用料金の 70 パーセントに相当する額とする。

別表第 5 の 2 中「特定有料公園施設」を「有料公園施設」に改め、別表第 5 を別表第 4 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県立都市公園条例第 6 条第 1 項の規定によりした承認又は同条の規定によりされた承認の申請（この条例による改正前の富山県立都市公園条例第 5 条の 3 第 3 号に規定する有料公園施設の利用に係るものを除く。）は、この条例による改正後の富山県立都市公園条例第 6 条第 1 項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

（都市計画課）

平成26年 6 月30日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
電話富山 076—444—3153番
